

○独立行政法人国立科学博物館学術研究助成基金助成金及び 科学研究費補助金経理取扱規則

平成13年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
平成28年3月15日
館 長 決 裁

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）における学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の経理の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）その他別に定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「研究担当者」とは、科学博物館に所属する研究代表者及び研究分担者をいう。

(直接経費の管理)

第3条 直接経費の管理は、研究担当者に代わり科学博物館が行うものとする。

(科研費に係る諸手続)

第4条 科研費に係る諸手続は、研究担当者に代わり科学博物館が行うものとする。

(科研費の受入等)

第5条 科研費の受入については、科学博物館が保有する普通預金口座へ直ちに預託する。

2 預託により生じた利子は受け入れるものとする。

(間接経費の受入等)

第6条 館長は、研究担当者が交付を受けた間接経費について、当該研究担当者からの譲渡を受け入れるものとする。

2 研究担当者が他の研究機関に所属することとなる場合には、間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除き、直接経費の残額の間接経費措置割合に相当する額の間接経費を当該研究担当者に返還するものとする。

3 その他間接経費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(契約手続等)

第7条 研究担当者は、その研究に必要な物品又は役務の請求については、独立行政法人国立科学博物館会計規程その他関係法令に定めるところに準じて契約手続等を行うものとする。

2 科研費に係る人件費、旅費及び謝金の支給については、科学博物館の関係規則等の定めるところに準じて取扱う。

3 科研費の交付を受けることが確実なものは、別に定めるところにより、科研費受領前に使用することができる。

(寄附)

第8条 研究担当者は、科研費により設備等を取得した場合は、速やかに科学博物館に寄附するものとする。

2 研究担当者が研究期間満了前に他の研究機関に所属することとなる場合で、前項の規定により寄附を行った設備等を当該研究機関において使用することを希望するときは、館長は、当該研究担当者に設備等を返還するものとする。

(監査の実施)

第9条 科研費の使用等に関しては、別に定めるところにより監査を実施するものとする。

2 研究担当者は、監査の実施に協力するものとする。

(その他)

第10条 科研費に関する経理の取扱いについて、この規則に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、その都度定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。